

那智勝浦町水産鮮度保持施設への太陽光発電設備導入事業 仕様書

1. 目的

那智勝浦町（以下、「町」という。）では、令和２年１２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指し、地球温暖化防止対策を進めている。

本事業では、那智勝浦町水産鮮度保持施設（那智勝浦町築地 7-8-1）（以下「対象施設」という。）に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2. 事業内容

（１）事業概要

- ア 事業者は対象施設に対して現地調査、太陽光発電設備容量検討及び構造調査を行う。
- イ 事業者は、太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）設置場所の提供を受け、設備を導入する。
- ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。
- エ 事業者は、設備で発電した電力について、設備を設置した施設に供給する。
- オ 運転期間終了後や設備導入された対象施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。
- カ 設備の撤去の際に、事前に町から譲渡の希望があった際は、事業者は町と協議の上で設備を町へ譲渡できるものとする。
- キ 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の活用を前提としているため、当該事業の規定に従い事業を行うこと。

（２）事業期間等

- ア 契約開始から設備の撤去完了までを事業期間とする。
- イ 運転期間は、運転開始日から原則として最長で20年間とする。
- ウ 設備の導入については、令和７年度中に完了するものとする。ただし、運転開始日については、町と協議の上決定する。

（３）契約単価

- ア 町（指定管理者等）は、対象施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測する。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。
- エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を

達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。

ク 契約単価の積算に当たっては、町が交付する補助金相当額を控除して行うこと。

3. 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

- ・対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を町と協議した上で行うものとする。

(2) 設備容量検討

- ・太陽光発電設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、対象施設に適切な容量とする。
- ・事業者は、設備により発電した電力を最大限自家消費できるように努める。
- ・事業者は、設備により発電した電力を非常時に町が無償で 사용할 수 있도록に必要な装置等を設ける。なお、非常時の活用方法は事業者からの提案とする。

(3) 構造調査

- ・設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、別途町から提示する対象施設情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して対象施設の耐久性が問題ないことを書面により報告する。
- ・対象施設において太陽光発電設備が設置可能な場所は、折板屋根部分とする。
- ・台風等の気象条件への耐久性についても配慮する。

(4) 各種関係手続

- ・事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行う。
- ・設備の設置が、各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出する。
- ・上記を町が確認後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可を申請する。
- ・使用に伴う施設使用料は全額免除（最大で事業期間）とする。
- ・事業者に提供する面積は、設備の水平投影面積として算定されたものとする。太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むことを原則とする。
- ・各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行う。事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を町に提出する。

4. 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、対象施設への設備の設置を行う。設置

の条件は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。
- ・太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) その他の事項

- ・事業者は、対象施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ・事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは対象施設の提供を取り消すことがある。この場合事業者の責任と負担において対象施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・設備の設置時に防水層等の既存施設を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- ・運転期間終了後や設備導入された対象施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ・事業者は、施設管理者等への説明業務(工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行う。内容等については町と協議の上で決定する。

5. 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)

工事にあたっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- ・設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響が無いよう施工する。また、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。

- ・事業者は対象施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受ける。
- ・施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- ・施工にあたり、施設の利用や安全に支障が起きないように、町及び指定管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- ・既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- ・事業期間中、町及び指定管理者等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。
- ・設備に係る配線ルートについては、対象施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町及び施設管理者等との協議により決定する。設備には、対象施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- ・設備の設置に際しては、常に冷凍冷蔵設備を稼働する施設であることを鑑み、停電の発生により、設備の稼働への影響が最小限となるよう、必要な措置を講ずること。停電を伴う場合は、別途工事計画書（工事概要、作業等に係るタイムスケジュール等）を作成し、町及び施設管理者と事前協議の上、対象施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- ・工事中の安全対策の実施、対象施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- ・工事完成時には、現場で町の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出する。

6. 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- ・事業者は、町及び対象施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに設備が故障した場合は、直ちに対象施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- ・施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する。
- ・事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- ・事業実施中に、町による改修工事等により施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- ・事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- ・設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等

を実施し、機能の回復を行う。

- ・設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、1回は事業者の負担とし、2回目以降は町の費用負担とする。移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の町による売電収入補償は行わない。
- ・町が事業期間中に対象施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件で本事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、町が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については町と事業者で協議のうえ定める。
- ・町が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、町に帰属するものとする。
- ・事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年町に報告し、町はそれを確認する。
- ・大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すること。

7. 責任分担の基本事項

上記（1. ～6.）を含め、事業実施にあたり予想される「リスクと責任分担」については「別紙1」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- ・事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、町へ写しを提出すること。また、特に対象施設利用者や周辺住民に留意し、町又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
- ・事業者は本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8. その他

- ・町が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。
- ・本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- ・事業の進行に合わせて、適宜協議や打合せを実施する。打合せをした場合、事業者は

議事録を作成し相互に確認したものを町に提出するものとする。

- ・事業者は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」等の各種報告等を行う場合に、設備費用や発電量データ等、必要な各種情報の提供に協力するものとする。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙 1 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			町	事業者
共通	募集要領の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	町の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整	○	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	町施設損傷	設備に係る事故・火災による町施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する町施設への障害		○
		町施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		要求仕様不適合による施設・設備への損害、町施設運営・業務への障害		○

別紙 2 提供資料

- ① 配置図、平面図、立面図
- ② 1 年間（令和 5 年度）における 30 分ごとの電力使用量
- ③ 3 年間（令和 3 年度～令和 5 年度）における年間電力使用量及び電気料金